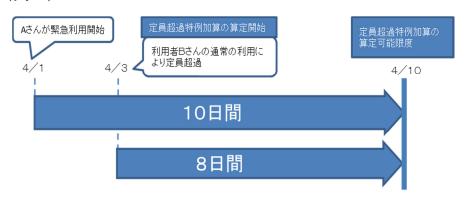
(緊急時受入・対応機能(定員超過特例加算④))

問20 定員超過特例加算の算定が可能な期間について、具体的な取扱い如何。

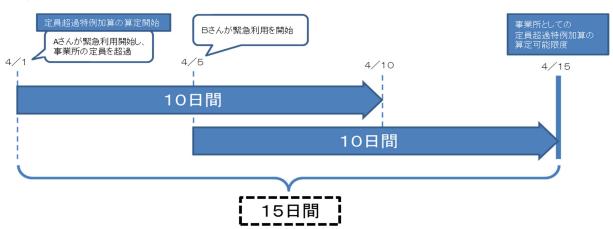
(答)

定員超過特例加算は、緊急利用を行った利用者ごとに、緊急利用を行った日から10日を限度として算定を可能とする。

(例1)



(例2)



(地域の体制づくり機能(地域体制強化共同支援加算))

問20 「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

(答)

医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者(ボランティア、自治会等)を含む。

(4) その他障害福祉サービス等における横断的事項

(各種減算)

問21 各種減算の単位数について、具体的な取り扱い如何。

(答)